

徳島県告示第二十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年一月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

合同会社SYC	名 称	指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
	所 在 地						
	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ		ベリー訪問看護ステーション	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ		介護予防訪問看護	令和五年一月一日